

令和5年定例会 2月定期議会  
総務企画常任委員会調査報告書

令和5年3月10日

総務企画常任委員会

# 総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和4年12月2日～令和5年2月1日

日時	活動区分	内 容	頁
12. 2 (金) 10:30～11:00	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■12月定期議会中における調査事項について</li> <li>■12月定期議会に係る委員会調査報告書について</li> <li>■陳情・要望について</li> <li>■その他</li> </ul> <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名</p>	—
12. 7 (水) 9:59～13:32	所管事務調査① (議案調査等)	<p>《まちづくり推進部》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■指定管理者の指定について (登米祝祭劇場)</li> <li>■指定管理者の指定について (長沼フートピア公園)</li> <li>■指定管理者の指定について (高森パークゴルフ場)</li> <li>■令和4年度登米市一般会計補正予算 (第8号)</li> <li>■議会による事務事業評価について <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内交流事業</li> </ul> </li> </ul> <p>《消防本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■宮城県東部消防通信指令事務協議会の設置について</li> <li>■令和4年度登米市一般会計補正予算 (第8号)</li> <li>■その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登米市消防団出初式について</li> </ul> </li> </ul> <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 永浦部長ほか4名 消防本部 大森消防長ほか6名</p>	—
12. 9 (金) 9:59～14:30	所管事務調査② (議案調査等)	<p>《上下水道部》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■令和4年度登米市水道事業会計補正予算 (第6号)</li> <li>■令和4年度登米市下水道事業会計補正予算 (第4号)</li> <li>■水道料金等改定に関する検討状況について</li> </ul> <p>《総務部》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■登米市個人情報保護法施行条例の制定について</li> <li>■登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について</li> <li>■登米市情報公開条例の一部を改正する条例について</li> <li>■令和4年度登米市一般会計補正予算 (第8号)</li> </ul>	—

12. 9 (金) つづき		〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名 総務部 平山部長ほか 9 名 上下水道部 佐藤部長ほか 6 名	
	協 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名	—
12. 13 (火) 9:59～14:30	所管事務調査③	《まちづくり推進部》 ■第二次登米市地域公共交通再編計画（案）について ■施設使用料等の見直し方針（案）について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名 まちづくり推進部 永浦部長ほか 5 名	4
	協 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について ■議会による事務事業評価について ・国内交流事業（委員間討議） 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名	10
1. 26 (木) 10:00～12:05	所管事務調査④	《上下水道部》 ■水道料金等改定に関する検討状況について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名 上下水道部 佐藤部長ほか 4 名	13

## 総務企画常任委員会 活動概要

### 【所管事務調査③】

1. 日 時：令和4年12月13日(火) 午前9時59分～午後0時1分
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：  
＜まちづくり推進部＞  
施設使用料等の見直し方針（案）について
4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子  
委員 鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、伊藤 栄、氏家英人  
  
(まちづくり推進部) 部長 永浦広巳、  
次長兼地域デジタル推進監兼まちづくり推進課長 千葉昌彦、  
まちづくり推進課長補佐 岸名紀彦、  
まちづくり推進課長補佐兼スマート行政推進係長 松井 満、  
市民協働課長 佐々木美和、地域づくり推進係長 高橋和広  
  
(議会事務局) 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

## ■施設使用料等の見直し方針（案）について

### （概 要）

本市の施設使用料については、平成 18 年度に見直しを行って以来据え置きとなっている。

施設使用料の見直しは、「第 4 次登米市行財政改革実施計画」の実行プログラムの一つとして掲げられており、現在、公費負担と受益者負担の適正化に向け、令和 6 年 4 月からの運用を予定として見直しの検討がなされていることから、方針（案）について調査したもの。

### 1. 施設使用料の見直しについて

公共施設などの維持管理にかかる費用は、施設使用の対価として受益者からの使用料によりその一部を補っているが、不足分は税金で賄うことになり、施設を利用しない非受益者にも費用を課すこととなる。

そのため、施設利用者と未利用者との負担の公平性や受益者負担の適正化の観点から見直しを行うもの。

#### （1）対象施設

見直しの対象施設は、公民館条例等 26 条例 85 施設 354 区分。

1 時間当たりの使用料が設定されているものを見直しの対象とし、その他独自の単価や使用料の算定方法となっているものは、各部局において見直しを検討する。

#### （2）今回の見直しの内容（案）

##### ①施設使用料の算定対象経費の見直し

これまで施設の維持管理経費と施設建設経費（減価償却費）のみ算定対象としていたものを、人件費を含めた施設に係る経費の全額を算定対象とする。

現 行	施設に係る建設費（減価償却費）及び維持管理経費 【建設費（維持管理経費）＋維持管理経費の経常的経費】
見直し後	施設に係るフルコスト 【人件費＋建設費（減価償却費）＋維持管理経費の経常的経費】

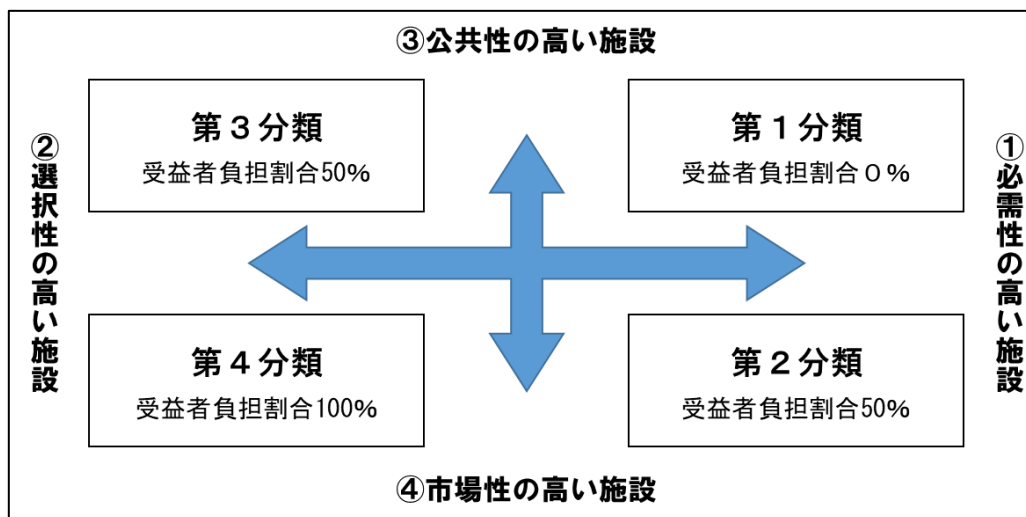
##### ②施設の性質による受益者負担割合の導入

施設の利用形態や機能性の面から、サービス内容について「必需性」と「公共性」の 2 つの視点から 4 つに分類し、その分類ごとに受益者負担割

合を「0%」「50%」「100%」の3つに設定する。

今回の見直しでは、第2分類と第3分類を対象とする。

【受益者負担割合】



※必需性：日常生活を送る上で、ほとんどの住民が必要とするサービス

※公共性：民間では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス

第1分類	<b>全額公費負担（受益者負担0%、公費負担100%）</b> 市民生活に不可欠なサービスで行政が提供する必要があるもの 例) 小中学校、道路、公園
第2分類	<b>一部公費負担（受益者負担50%、公費負担50%）</b> 市民生活に不可欠なサービスで民間でも提供できるもの 例) 福祉施設
第3分類	<b>一部公費負担（受益者負担50%、公費負担50%）</b> 特定の市民を対象とするサービスで行政が提供する必要があるもの 例) 公民館、体育館
第4分類	<b>全額受益者負担（受益者負担100%、公費負担0%）</b> 特定の市民を対象とするサービスで民間でも提供できるもの 例) パークゴルフ場、有機センター

③定期的な見直しサイクルの設定

市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化を的確に把握し、使用料へ反映させるため、原則として5年ごとに定期的な見直しを行う。

ただし、急激な社会情勢の変化などにより、早急な見直しが必要な時は、随時見直しを行うことができるものとする。

### (3) 施設使用料の算定方法

①原価：1時間当たりの1㎡使用料  
 = 施設ごとの過去5か年の維持管理経費の平均値 + 減価償却費  
 ÷ 各施設の貸出総面積 ÷ 使用可能時間

②使用料（1時間当たり）= 原価 × 面積 × 受益者負担割合

新算定による見直し後の料金	上限	現行使用料の1.5倍
	下限	200円

※参考：集会施設（公民館等）の21施設125区分について試算した結果

見直し後の使用料	区分数	備考
値上がり	59	値上がりの最大値：+650円
値下がり	4	値下がりの最大値：-100円
現行と同額	62	

## 2. 施設使用料の減免について

施設の使用料は、施設利用者から等しく負担していただくことで運用しなければならないが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部、または一部を免除することとしている。

施設使用料の減免については、各施設の設置条例において「減免することができる場合」とその「額」について規定している。

区 分	免除額
市が、主催または共催する場合	免除
学校、幼稚園及び保育所等が利用する場合	免除
社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が利用する場合	免除または5割減額
その他市長が、必要と認める場合	免除または5割減額

### (1) 見直しの対象

各施設の設置条例における「その他、市長が必要と認める場合」の運用については「登米市公の施設の使用料等の減免等に関する規則」及び「登米市公の施設の使用料の減免団体登録要綱」等で、その取扱いを規定している。

今回の見直しは、「登米市公の施設の使用料等の減免等に関する規則」第2条の規定による対象施設の減免団体や減免割合を改めて整理するもの。

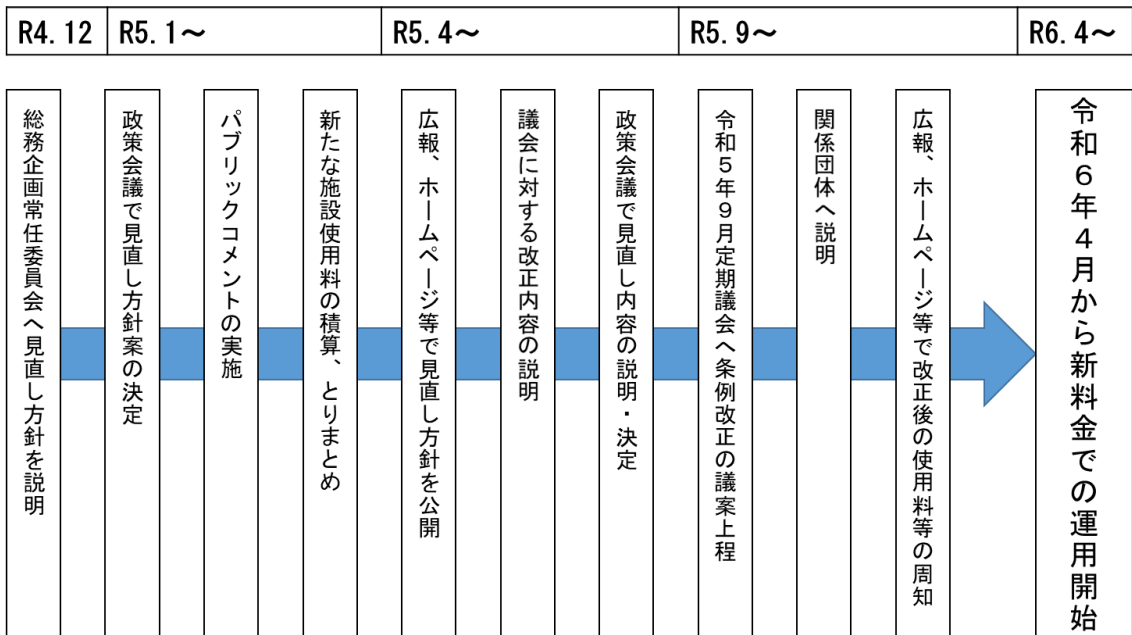
(2) 規則に定める現行の減免団体と見直し方針 (抜粋)

減免団体	現 行	見直し後
公共団体 (市、県)	免除または 5 割減額	免除または 5 割減額
行政関連団体 (行政区会、防災・防犯 団体等)	免除	免除
社会福祉団体 (生活改善クラブ、老人 クラブ等)	免除	<b>5 割減額</b>
社会教育団体 (文化協会、体育協会等)	免除	免除
地域振興団体 (コミュニティ、ライオン ズクラブ等)	免除または 5 割減額	免除または 5 割減額
産業経済団体 (観光物産協会、産業振 興会等)	免除	<b>5 割減額</b>
学校関係等 (小・中学校、高等学校等)	免除	免除

※登米市文化協会、体育協会については、加盟団体は減免の対象となる。

※「登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱」は廃止する。

3. 今後の進め方





(所 見)

今回、施設使用料等の見直し(案)が示された。

本市では、平成18年度に見直しを行って以来とあり、これまで据え置き期間が長く、行政財産の設置目的である公法上の権利(応益原則)を行使してこなかったことについて、強く指摘しておきたい。

今回の見直し対象施設は、公民館条例等26条例85施設354区分で、1時間当たりの使用料が設定されているものを見直しの対象とし、その他独自の単価や使用料の算定方法となっているものは、各部局において見直しを検討するとしている。

施設の利用者に管理等の一部を負担していただくということは、単に財政上の理由によるものだけではなく、住民相互間の負担の公平を期する上でも必要と考える。

応益原則に従った差別のない体制の確立を期待したい。

## 総務企画常任委員会 活動概要

### 【協議】

1. 日 時：令和4年12月13日(火) 午後1時～午後2時30分
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 協 議：議会による事務事業評価「国内交流事業」  
(委員間討議)
4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子  
委員 鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、伊藤 栄、氏家英人  
  
(議会事務局) 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

## ■議会による事務事業評価「国内交流事業」

### (概要)

当委員会では、議会による事務事業評価の対象事業の一つとして「国内交流事業」を選定し、評価にかかる事業調査を行ってきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度から令和3年度の各種計画が中止または書面開催となり、今年度に関してもほとんどの計画が実施困難となっている状況から、委員間討議を行った結果、事業調査にとどめ、評価は見送ることとした。

### 【国内交流事業】概要

①現在の取組状況
<p><b>【在京・在仙町人会との交流事業】</b> 各町人会の総会等に出席し、本市出身者の人材、企業誘致、移住・定住の促進に関する情報交換や、特産物などのPRなどを行っている。また、「登米市在京町人会連絡協議会」総会を開催し、各町人会の活動状況の情報交換を行うなど、郷土出身者交流の促進を図っている</p> <p><b>【富山県入善町との交流事業】</b> 米山総合支所市民課が事務局である「米山町地域間交流推進委員会」が実施する児童・生徒の受入・派遣事業のほか、産業イベント交流として、日本一はっとフェスティバルに入善町から物産ブースの出展、また、入善ラーメンまつりに登米市物産ブースを出展するなどの相互交流を行っている。</p>
②課題
<p><b>【在京・在仙町人会との交流事業】</b> 会員の高齢化や役員の担い手不足、新規入会者の減少等により、町域単位の活動の維持が難しくなっている団体もある。 将来的な会の在り方について検討が必要な状況にある。</p> <p><b>【富山県入善町との交流事業】</b> 児童・生徒の受入・派遣事業については、教育振興の一環として姉妹都市締結時から実施してきたが、交流の拡大を図るべく、平成27年度に交流の在り方について入善町と検討を行い、新たに産業イベント交流が実施されてきたところである。 今後、この交流をどのように発展させていくかが課題であると認識している。</p>
③今後の方向性と課題解決のための取組
<p><b>【在京・在仙町人会との交流事業】</b> 各町人会の運営状況や課題等を整理し、将来的な町人会の一本化も含めた事業の在り方について、各町人会の意向を確認しながら検討を進める。</p> <p><b>【富山県入善町との交流事業】</b> 児童・生徒の派遣・受入交流事業は恒例行事として定着していることから、今後も交流事業の柱として継続していく。 加えて、これまで培ってきた相互理解のもと、観光や物産等の経済交流の拡大、人口減少対</p>

策、災害時の相互支援など幅広い分野での交流事業について、入善町の意向を確認しながら検討を進める。

#### 【新たな都市交流】

東京都豊島区との交流事業として、同区内の学校給食への登米市産米の使用や同区役所内レストランでの登米フェアの開催、トキワ荘商店街で開催された「油麩井試食会」及び市産食材を使った「トキワ荘カレーパン試食会」へのオンライン参加などにより石ノ森章太郎先生を縁として交流を深めてきたことから、今後においても現在の交流を継続しながら関係性を更に深め、都市農村交流の取組など双方にとって有意義な連携関係を構築できるよう検討を進めていく。

#### (所 見)

「国内交流事業」の事務事業評価に向けた調査及び委員間討議を行ってきた。

当該事業の各種計画は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度から令和3年度について、在京・在仙町人会は全ての総会等が中止または書面開催となり、富山県入善町との交流事業は全て中止となっている。

また、今年度に関しても、令和4年12月7日時点で、ほとんどの総会及び事業が中止となっている状況であった。

これらの状況を踏まえ、評価に向けた委員間討議を行った結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず実施ができなかった状況を考慮し、評価は見送るという判断に至った。

当該事業に関しては、「在京・在仙町人会との交流事業」について、団体役員の高齢化と担い手不足、新規入会者の減少不足による将来的な団体のあり方の検討や、町人会との交流による人材・企業誘致・定住の情報取得、特産物PRの成果を検証する必要がある。

「富山県入善町との交流事業」については、旧町で行っていた姉妹都市交流は合併に伴い解消している中、旧米山町との姉妹都市であった富山県入善町との交流事業だけは現在も継続されている状況であり、自治体規模が異なる市町による相互交流を通じた本市発展の効果を検証する必要があるのではないかと。

現状として、各交流事業による成果は十分とは言い難い状況と捉えている。より良い交流に発展させることが本市の発展にもつながることから、今後、各団体及び自治体との交流をどう展開していくのか十分に検討されたい。

また、石ノ森章太郎先生を縁として交流が始まった「東京都豊島区」との都市交流を深めながら、地域振興と活性化に向けた新たな自治体間交流や姉妹都市締結の可能性について、積極的に検討を進められたい。

## 総務企画常任委員会 活動概要

### 【所管事務調査④】

1. 日 時：令和5年1月26日(木) 午前10時～午後0時5分
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：  
＜上下水道部＞  
水道料金等改定に関する検討状況について
4. 出 席 者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子  
委 員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、伊藤 栄、氏家英人  
  
(上下水道部) 部長 佐藤嘉浩、次長兼経営総務課長 千葉智浩、  
水道施設課長 鈴木安宏、下水道施設課長 星 勝弘、  
副参事兼経営総務課長補佐 佐々木 隆  
  
(議会事務局) 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

## ■水道料金等に関する検討状況について

### (概要)

これまで複数回にわたり調査を行ってきた当該調査事項について、登米市上下水道事業運営審議会の答申内容等を踏まえ、再度調査を行ったもの。

### 料金改定の検討状況

今後も事業が安定して運営できるよう、上下水道料金等の改定について、「登米市上下水道事業運営審議会」で検討を実施。

#### 令和3年7月【諮問】

「水道料金及び下水道使用料のあり方について」市長から審議会に意見を求める。



#### 令和4年12月【答申】

審議会の意見をまとめて市長に報告

**運営審議会等での意見をもとに、  
料金改定の方針を決定**

### ○審議会開催経過

	日程	審議内容
第1回	R3.7.29	上下水道事業の課題 他
第2回	R3.10.25	水道事業の経営分析 他
第3回	R3.11.29	下水道事業の経営分析 他
第4回	R4.1.31	給水需要予測、 水道事業財政計画 他
第5回	R4.5.31	下水道事業の将来予測 下水道事業財政計画 他
第6回	R4.9.6	水道事業及び下水道事業財政 計画、平均改定率 他
第7回	R4.11.15	料金表、 答申書(案)について 他
第8回	R4.12.23	答申書(案)について

※学識経験者や識見を有する委員で構成されている、登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会を設置し、水道料金及び下水道使用料に関する事項を調査・審議し審議会の答申内容と同様の報告を受けた。

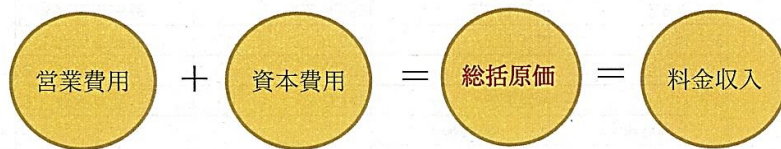
## 水道料金

### 1. 料金改定の考え方

○料金算定期間（料金算定の基礎となる収支の状況を集計する期間）

➤令和5年度から令和8年度までの4年間

○総括原価方式



<b>営業費用</b> ・人件費、修繕費 ・動力費、委託料 ・減価償却費等	+	<b>資本費用</b> ・支払利息 ・資産維持費	=	<b>総括原価</b> 89億9,230万円	=	(15%改定) 不足分 11億7,290万円 <hr/> 現行料金 78億1,940万円
--	---	--------------------------------	---	---------------------------	---	--

出典：公益社団法人日本水道協会  
「水道料金改定業務の手引き」

## 2. 水道料金改定（案）について

- 現行の料金体系における一般家庭（小口径）への負担抑制を維持する料金改定（案）とする。
- 基本料金は、利用者が公平に負担するものとして、現行単価に一律 15%を上乗せする改定案とする。
- 従量料金は、逡増制を維持し、逡増度を緩やかにするため、一定の金額（18円：税抜）を上乗せする改定案とした。

■料金表 【改定案】

(税込み)

口径 (mm)	基本料金 (円)				区分	水量区分 (m <sup>3</sup> )	従量料金 (円)				従量料金 (現行)の逡増度 (最高単価/ 最低単価)	従量料金 (改定)の逡増度 (最高単価/ 最低単価)
	現行	改定案	増加額	増加率			現行	改定案	増加額	増加率		
13 20	1,320	1,540	220	16.7%	A	1～10	147	168	21	14.3%	1.82	1.71
					B	11～50	257	277	20	7.8%		
					C	51～	267	287	20	7.5%		
25	24,200	27,830	3,630	15.0%	A	1～100	162	181	19	11.7%	1.23	1.20
30	33,000	37,950	4,950	15.0%	B	101～400	178	198	20	11.2%		
40	38,500	44,330	5,830	15.1%	C	401～	199	218	19	9.5%		
50 75	110,000	126,500	16,500	15.0%	A	1～500	162	181	19	11.7%	1.30	1.27
					B	501～2,000	189	209	20	10.6%		
					C	2,001～	210	229	19	9.0%		
100	1,320,000	1,518,000	198,000	15.0%	A	1～10,000	—	—	—	—	1.20	1.17
					B	10,001～15,000	100	119	19	19.0%		
					C	15,001～25,000	110	129	19	17.3%		
					D	25,001～	120	139	19	15.8%		

※口径13mm、20mmにおける水量区分1m<sup>3</sup>～10m<sup>3</sup>は、逡増度を抑えるため1円多く改定（19円：税抜き）

## 3. 料金改定（案）に基づく水道事業の財政見通し（概要）

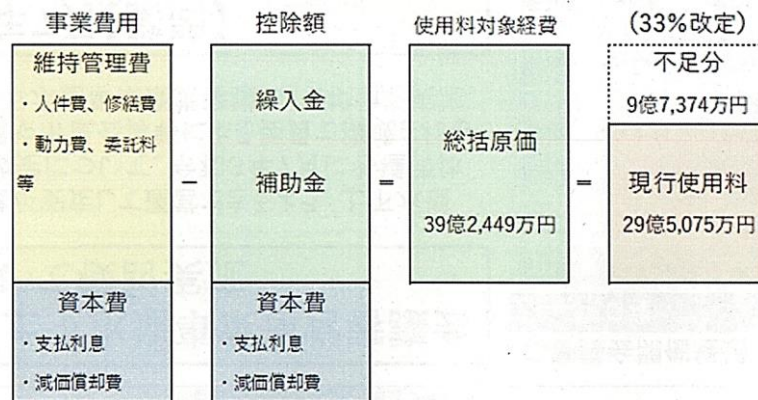
- 「当年度純利益」は、令和4年度及び令和5年度に純損失を発生する見込みであるが、令和6年度から黒字に転じ、料金算定期間を超えた令和9年度まで保たれる見通しとなっている。
- 前年度までの処分されずに繰り越されてきた利益である「当年度未処分利益剰余金」は、令和9年度まで利益が保たれる見通しとなっている。
- 経常収益によって経常費用がどの程度賄われているかを示す「経常収支比率」は、令和9年度まで100%以上を維持できる見通しとなっている。
- 短期債務に対する支払い能力を示す「流動比率」は、当初の計画では、令和10年度まで維持できると見込んでいたが、令和4年度及び令和5年度において、電気料の高騰などにより支払いが多くなることから、現金が減少し、流動比率は低く推移し、料金算定期間内すべてにおいて目標数値を下回る見通しとなっている。
- 「内部留保資金残高」は、令和10年度まで10億円台を維持できる見通しとなっている。

## 下水道使用料

### 1. 使用料改定の目的

今回の使用料改定は、使用者負担の明確化及び経費回収率の改善を主な目的とする。

- ◆経費のうち、維持管理費分を使用料収入により確保することとし、経費回収率（維持管理費）100%を目指す。
- ◆使用料を改定することにより、下水道使用者による適正な負担を明確にし、合わせて一般会計繰入金の削減を行う。
- ◆現在の基本水量制に対し、使用水量が基本水量以下の使用者に不公平感があることから、使用料体系の見直しを行う。



### 2. 使用料改定の考え方

- 使用料算定期間（使用料算定の基礎となる収支の状況を集計する期間）  
➢令和5年度から令和8年度までの4年間
- 使用料算定期間に要する下水道使用料対象経費を算出し、これと同額の使用料収入となるよう設定する。

### 3. 下水道使用料改定（案）について

- 公営企業として「下水道使用料による自立経営」を目指し、経費回収率（維持管理費）100%を目指した使用料改定（案）とする。
- 基本使用料は、これまで10 m<sup>3</sup>の基本水量込みとしていたが、基本水量以下の使用者に不公平感があり、使用者が公平に負担するものとして、基本水量をなくす。従量料金は、現行で基本水量がある10 m<sup>3</sup>までの使用区分で大幅な改定にならないよう配慮した改定（案）とする。
- 登米市上下水道事業運営審議会から、「水道料金と下水道使用料を同時期に改定するため、使用者負担を考慮し、従量使用料の改定率について、段階的な見直しを行うべき。」とのことから、激変緩和措置として、令和5年10月から17%、令和6年10月から33%の2段階での改定とする。



■料金表【17%改定案：激変緩和措置 令和5年10月～令和6年9月】

(税込み)

汚水の排出量による区分 (1か月当たり)		下水道使用料 (円)			増加率 (%)	
		現行	改定案	増加額		排出量区分変更を考慮した増加率
基本使用料		1,571	1,573	2	0.1	0.1
従量使用料	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	0	26	26	皆増	皆増
	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	157	191	34	21.7	15.7
	21 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	168		23	13.7	
	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	173	201	28	16.2	16.2
	101 m <sup>3</sup> ～200 m <sup>3</sup>		204	31	17.9	
	201 m <sup>3</sup> ～400 m <sup>3</sup>	178	214	26	14.6	15.7
	401 m <sup>3</sup> ～		214	36	20.2	
従量使用料の逡増度 (最高単価/※最低単価)		1.13	1.12	-0.01		

■料金表【33%改定案：令和6年10月～】

(税込み)

汚水の排出量による区分 (1か月当たり)		下水道使用料 (円)			増加率 (%)	
		現行	改定案	増加額		排出量区分変更を考慮した増加率
基本使用料		1,571	1,573	2	0.1	0.1
従量使用料	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	0	50	50	皆増	皆増
	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	157	217	60	38.2	31.5
	21 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	168		49	29.2	
	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	173	228	55	31.8	31.8
	101 m <sup>3</sup> ～200 m <sup>3</sup>		232	59	34.1	
	201 m <sup>3</sup> ～400 m <sup>3</sup>	178	244	54	30.3	31.6
	401 m <sup>3</sup> ～		244	66	37.1	
従量使用料の逡増度 (最高単価/※最低単価)		1.13	1.12	-0.01		

4. 料金改定 (案) に基づく下水道事業の財政見通し (概要)

- 「当年度純利益」は、令和4年度に純損失を発生する見込みであるが、経常収支の均衡を保つよう、一般会計繰入金の繰入れを行うこととしている。
- 維持管理費に係る「経費回収率」は、使用料の改定により、使用料算定期間内においては、令和7年度及び令和8年度において100%以上となる見通しとなっている。

(所 見)

上下水道の料金等改定については、複数回にわたり調査を行ってきた。

今回はこれまでの資料に加え、料金等のあり方について審議がなされてきた「登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会」、「登米市上下水道事業運営審議会」が市長に提出した報告書、答申書が示された。

報告書、答申書では、水道・下水道とも料金等の見直しは必要とされ、料金算定期間及び改定率についても妥当であるとの見解であった。

上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴い料金収入が減少する一方、施設等の老朽化に伴う更新などで事業費は増大し、厳しい状況が続くものと見込まれている。今後も安心・安全な水を安定的に供給するとともに、質の高いサービスを提供していくことを目的とした料金等改定の必要性は理解する。

しかし、市民生活や地域経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や、ロシアによるウクライナ侵攻に起因する物価高騰などにより、大きな打撃を受けている状況であり、市民にとってはさらなる負担を強いることとなることから、今回の調査でも、各委員から様々な意見が述べられた。

水道事業については、平成 16 年 10 月以来、消費税率改定を除き現在まで料金改定は行われておらず、平成 29 年に策定した経営戦略において、当初の見通しでは令和 4 年に 23%程度の料金改定が必要とされていた。また、下水道事業については、合併時に最も安価な使用料に統一し、平成 22 年度に交付税対象となる料金改定を行って以来、消費税率の改定に伴う改定以外は行わず、一般会計からの繰出しで事業を運営してきた。今回の料金等改定は、将来的な負担や社会情勢の現状などを勘案し、料金算定期間内における必要最小限の改定額に抑えたものということである。

担当部局から示された財政状況の見通しでは、料金等算定期間以降、再び厳しい経営状況に転じることが予想され、4 年ごとに見直しが必要となり、状況によってはさらなる料金等の改定が必要とされることから、当委員会としても、経営状況に関する調査を今後も継続していくこととする。

上下水道は市民生活等に欠くことのできない重要なライフラインであることから、安定した経営に向け、経費削減や効率的経営に努力されたい。